

# 後継者がほしい方（寺院用）の登録手続きについて

## 1. 登録資格・登録者

- 寺院の後継者がほしい方（配偶者として寺院の後継者にむかえたい方を含む）

寺院後継者不在、および後継者不在が懸念される寺院の住職または、法類総代よりご登録いただきます。

（配偶者として後継者にむかえたい方は、配偶者を希望されるご本人様にも、開示情報をご登録いただきます。）

## 2. 登録に必要な書類

- ① 後継者がほしい方（寺院用）登録書

注）申請者欄および同意書欄にご捺印いただく印鑑は、四種登録で登録されている印鑑をご使用いただきますよう、お願い致します。

- ② 後継者がほしい方（寺院用）閲覧用カード

- ③ 配偶者として後継者にむかえたい方の開示用情報

注）配偶者として後継者にむかえたい方のみ、「配偶者として後継者にむかえたい方の開示用情報」に、希望されるご本人様の開示可能な情報をご記入ください。

「配偶者として後継者になりたい方」に閲覧いただきます。

## 3. お申し込み

必要書類を整え、浄土宗総務部内寺院後継者相談係まで、郵送もしくは持参してください。

書類に不備があった場合は返送させていただきますので、ご留意ください。

「閲覧用カード」貼付の写真は折り曲げないでください。

## 「 後継者がほしい方（寺院用）登録書 」

令和 年 月 日

浄土宗宗務総長殿

【申請者】住職・法類総代（該当に○）

教区名	組名	寺院番号	寺院名	登録印
氏 名				
連絡先（寺院所在地と異なる場合のみご記入ください）				
TEL				

寺院後継者を求めたいので、次の事項について誓約のうえ登録いたします。

1. 当寺院が「寺院後継者相談」へ提出する書類の記載内容は、事実と相違ありません。
1. 当寺院が「寺院後継者相談」より得た情報は、当寺院の関係者（責任役員・総代・法類・寺族）以外には提供しません。また、当寺院は、前記関係者に対して提供した登録者情報を第三者に一切漏れないように管理し、前記登録者情報の管理は、将来にわたっても行います。相手方の「閲覧用カード」の印刷等の複写及び撮影は行いません。万一、登録者の情報が漏洩等により生じたトラブルについては、当寺院が誠意を持って対応し、一切の責任を負担します。
1. 当寺院の「寺院後継者相談」の登録にあたり、当寺院への後継者の受け入れについて、問題が発生することはありません。  
万一、将来当寺院の後継者に起因する問題が発生しましても、当寺院が問題解決に誠意を持って対応し、「浄土宗」にはいささかの迷惑もおかけいたしません。
1. 当寺院は、「寺院後継者相談」の運営上必要な範囲内で当寺院の情報が登録者に提供または交換されることを承諾します。
1. 当寺院は、「寺院後継者相談」が当寺院に提供できる資料は限定されていることを承認し、これに対し異議は申しません。このことは、将来にわたっても同様です。
1. 当寺院は、「寺院後継者相談」の運営方法などについては、一切異議を申しません。このことは、将来にわたっても同様です。

【 浄様式 38-2/5 】

1. 当寺院は、相手方の人権を尊重し、相手方の身元調査などは一切行いません。
1. 当寺院は、「寺院後継者相談」の紹介による相手方との話し合いにあたって、誠意を持って対応し、真実を話すことを誓います。
1. 当寺院は、相手方に対し、良識ある行動を旨とし、相手方の品位を傷つけることや、その他迷惑な行為は一切いたしません。  
万一、相手方からそのような行為があったとの指摘がなされた場合は、当寺院が誠意をもって対応するとともに一切の責任を負担します。
1. 当寺院は、相手方と当事者間で不利益を生じた場合は、当事者の責任において当事者間で円満解決をはかります。
1. 当寺院は、相手方と後継者交渉が合意に達した時は、直ちに所定様式により両者連名にて「寺院後継者相談」に報告し、登録の削除を申出ます。
1. 当寺院は、相手方との後継者交渉が中止となった場合は、直ちに口頭および所定様式にて「寺院後継者相談」に報告いたします。
1. 当寺院は、「寺院後継者登録」の登録有効期間が3ヵ年度（登録日の年度を含む）であり、登録有効期間経過後は、当寺院の登録が抹消されることに同意します。
1. 当寺院は、登録有効期間中に登録申請者である住職又は法類総代に異動があった場合、その退任年月日をもって登録を抹消されることに同意します。
1. 当寺院は、登録の必要がなくなった時、及び登録を抹消してほしい時、並びに登録内容に変更が生じた際は、直ちに「寺院後継者相談」に連絡いたします。  
万一、連絡を行わず、不都合が生じましても、当寺院が問題解決に誠意を持って対応し、「浄土宗」にはいささかの迷惑もおかけいたしません。
1. 当寺院が本誓約に違反した場合は、登録を抹消されても異議を申しません。

以 上

※この届出にかかる個人情報は当該事務以外に利用いたしません。

## 後継者がほしい方（寺院用）閲覧用カード

申込年月日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

●は記入必須ではありません（開示希望者のみ）  
（名字・名前のみでも結構です。） フリガナ

① 住職氏名 \_\_\_\_\_

② 寺院所在地（都道府県のみご記入ください）

\_\_\_\_\_都・道・府・県

●等級 \_\_\_\_\_

③ 家族構成

続柄	年齢	同居・別居（○をして下さい）
		同居・別居

④ 養子縁組に関する寺院側希望（希望に○をして下さい）

配偶者として後継者にむかえたい	1. 養子縁組も含む
	2. 養子縁組は含まない
後継者のみほしい	3. 養子縁組も含む
	4. 養子縁組は含まない

注) 1. 及び 2. の「配偶者として後継者にむかえたい方」は、別紙もご記入ください。

⑤ 相手への希望事項

--

【 浄様式 38-4/5 】

⑥ 後継者を求めたい理由

⑦ 寺院の写真

(全体がわかるような外観写真をお貼りください。)

写真の裏に、名字を記入し、のりで貼り付けてください。

※注意事項 この閲覧用カードは個人情報となりますのでお取り扱いには十分お気をつけ下さい。

## 配偶者として後継者にむかえたい方の開示用情報

後継者がほしい（寺院）閲覧用カード（添付書類）

申込年月日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

●は記入必須ではありません（開示希望者のみ）

（名字・名前のみでも結構です。） フリガナ

①氏名 \_\_\_\_\_

②性別                    男性                    女性

③生年月日    昭和・平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月生まれ（ \_\_\_\_\_ 歳）

④職業 \_\_\_\_\_

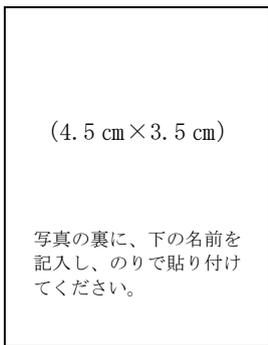
⑤現在の分限                    僧階                    教階                    学階  
（取得者のみ記入）   （ \_\_\_\_\_ ）   （ \_\_\_\_\_ ）   （ \_\_\_\_\_ ）

⑥趣味 \_\_\_\_\_

●婚姻歴（該当に○）                    初婚                    再婚                    子ども（ \_\_\_\_\_ ）人

●最終学歴 \_\_\_\_\_

⑦本人写真（パスポートサイズ）



※注意事項    この閲覧用カードは個人情報となりますのでお取り扱いには十分お気をつけ下さい。